

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策を着実に推進するため、温室効果ガス排出量の削減の方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的方策を明らかにすること。

また、国と地方自治体の役割について、財源を確保したうえで具体的に示すとともに、都市自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。

2. 微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、実態把握のための監視測定体制を強化するとともに、濃度が上昇した場合の健康影響に関する科学的な解明・分析を早急に行うこと。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

4. 低周波音問題について、低周波音に関する調査・研究を推進するとともに、健康被害との関係について「参照値」ではなく「基準値」を設定すること。

また、低周波音に係る最新情報を随時提供すること。

5. アスベストによる健康被害について、全面調査を実施し、その結果を公表するとともに、救済制度の拡充を図ること。

また、住民の健康管理のため、定期健診体制等を整備するとともに、必要なリスク情報を開示すること。

6. 地域における湖沼の環境保全対策に対し、更なる支援措置を講じること。

7. 公共施設等における土壌汚染対策に対し、財政措置を講じること。

8. 都市自治体を実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講

じること。

9. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。

10. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。